

現 行	改 正 案	コメント
<p style="text-align: center;"><b>貿易保険共通運用規程</b></p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00058  沿革 平成 14 年 1 月 22 日 一部改正  平成 15 年 3 月 13 日 一部改正  平成 15 年 9 月 12 日 一部改正  平成 16 年 9 月 28 日 一部改正  平成 17 年 3 月 29 日 一部改正</p> <p>第 1 条 (略)</p> <p>(損失防止軽減義務)</p> <p>第 2 条 被保険者は、貿易保険法及び約款の規定に基づき、原則として、損失の発生時から(貿易一般保険約款第 4 条第 14 号による事故にあつては決済期限から、貿易代金貸付保険約款第 3 条第 11 号による事故にあつては償還期限から、限度額設定型貿易保険(製造業用)約款第 4 条第 14 号による事故にあつては決済期限から、中小企業輸出代金保険約款第 2 条第 11 号による事故にあつては決済期限から、前払輸入保険約款第 3 条第 11 号による事故にあつては前払金の返還期限から、海外事業資金貸付(貸付金債権等)保険約款第 3 条第 11 号による事故にあつては償還期限から、海外事業資金貸付(保証債務)保険約款第 2 条第 3 号による事故にあつては求償権の取得日から)損失の防止軽減に努めなければならない。ただし、損失の発生が不可避となった時は、その時から損失の防止軽減に努めるものとする。</p> <p>以下 (略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>貿易保険共通運用規程</b></p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00058  沿革 平成 14 年 1 月 22 日 一部改正  平成 15 年 3 月 13 日 一部改正  平成 15 年 9 月 12 日 一部改正  平成 16 年 9 月 28 日 一部改正  平成 17 年 3 月 29 日 一部改正</p> <p>第 1 条 (略)</p> <p>(損失防止軽減義務)</p> <p>第 2 条 被保険者は、貿易保険法及び約款の規定に基づき、原則として、損失の発生時から(貿易一般保険約款第 4 条第 14 号による事故にあつては決済期限から、貿易代金貸付保険約款第 3 条第 11 号による事故にあつては償還期限から、限度額設定型貿易保険(製造業用)約款第 4 条第 14 号による事故にあつては決済期限から、中小企業輸出代金保険約款第 2 条第 11 号による事故にあつては決済期限から、前払輸入保険約款第 3 条第 10 号による事故にあつては前払金の返還期限から、海外事業資金貸付(貸付金債権等)保険約款第 3 条第 11 号による事故にあつては償還期限から、海外事業資金貸付(保証債務)保険約款第 2 条第 3 号による事故にあつては求償権の取得日から)損失の防止軽減に努めなければならない。ただし、損失の発生が不可避となった時は、その時から損失の防止軽減に努めるものとする。</p> <p>以下 (略)</p>	<p>約款の号ズレによるもの</p>